

利用者のために

木材需給報告書は、製材統計調査及び木材流通調査結果について、我が国の木材需給、木材産業及び木材価格の動向に関する統計を総合的に編集したものである。

1 調査の目的

(1) 製材統計調査

製材についての実態を把握して、各種事業計画の策定や中期的及び長期的な林業施策推進に必要な資料を作成することを目的としている。

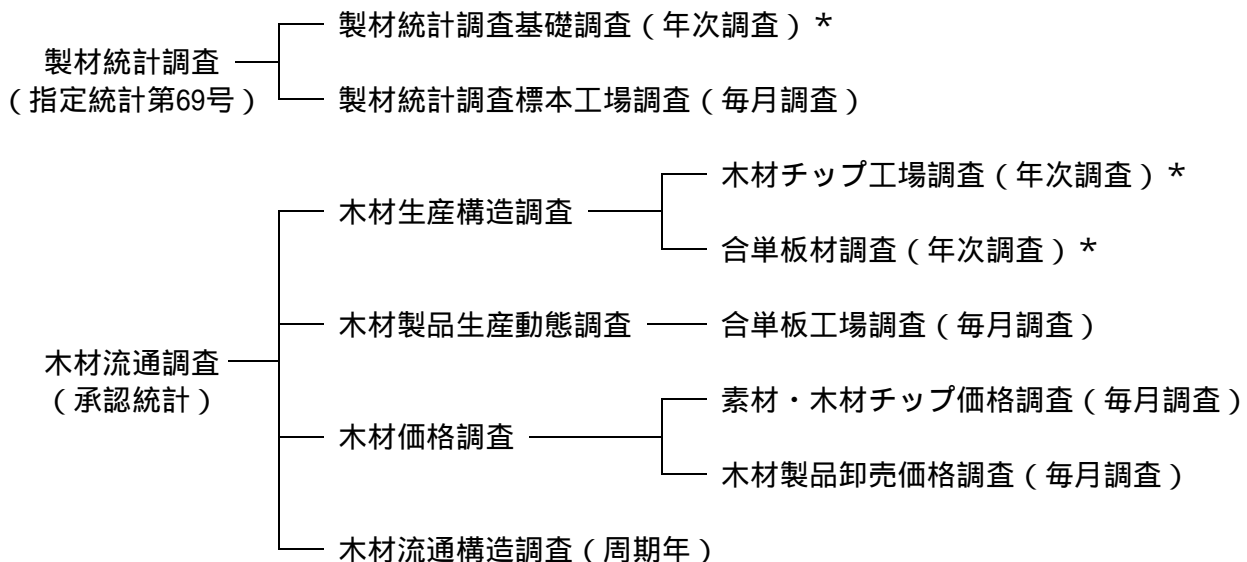
(2) 木材流通調査

木材の需給、木材関連産業の動向並びに木材価格水準及びその変動を明らかにし、木材の需給及び価格の安定等流通改善対策、木材産業の合理化対策等の諸施策の推進に必要な資料を整備することを目的としている。

2 調査の根拠

製材統計調査は、統計法（昭和22年法律第18号）統計法施行令（昭和24年政令第130号）及び製材統計調査規則（昭和28年農林省令第58号）に基づく指定統計として、木材流通調査は、統計報告調整法（昭和27年法律第148号）に基づく承認統計調査として実施した。

3 調査の体系



- 注：1 木材流通構造調査は調査年でないため本書には掲載していない。
2 *印の調査は、素材需給量の算出に用いた調査である。

4 調査の範囲と対象

(1) 調査の範囲

全国

(2) 調査の対象

ア 製材統計調査基礎調査

製材に用いる動力の出力数が7.5kw以上の製材工場で、調査年の12月31日現在で操業している工場及び休業中であってもその休業期間が12月31日現在からさかのぼって3か月未満の工場を対象とした。

イ 製材統計調査標本工場調査

製材に用いる動力の出力数が7.5kw以上の製材工場を対象とした。

ウ 木材チップ工場調査

木材チップを製造する木材チップ工場で、調査年の12月31日現在で操業している工場及び休業中であってもその休業期間が12月31日現在からさかのぼって3か月未満の工場を対象とした。なお、製材工場との兼営工場で、その製材用動力の出力数が7.5kw未満の工場は除く。

エ 合単板材調査

単板、普通合板及び特殊合板を製造する工場で、調査年の12月31日現在で操業している工場及び休業中であってもその休業期間が12月31日現在からさかのぼって3か月未満の工場を対象とした。

オ 合単板工場調査

単板、普通合板及び特殊合板を製造する工場を対象とした。

カ 素材・木材チップ価格調査

製材工場、合単板工場及び木材チップ工場を対象とした。

キ 木材製品卸売価格調査

木材市売市場、木材センター及び木材販売業者のうち卸売業者を対象とした。

5 調査事項

(1) 製材統計調査基礎調査

製材に用いる動力の出力数、従業者数、素材の入荷量及び消費量、製材品の仕向け状況

(2) 製材統計調査標本工場調査

製材に用いる動力の出力数、素材の入荷量及び消費量、製材品の生産量及び出荷量

(3) 木材チップ工場調査

従業者数、素材の入荷量、木材チップの生産量及び出荷量

(4) 合単板材調査

従業者数、素材の入荷量、普通合板及び特殊合板の製造量

(5) 合単板工場調査

素材の入荷量及び仕向量、普通合板及び特殊合板の製造量及び出荷量

(6) 素材・木材チップ価格調査

素材の購入価格、パルプ向け木材チップの工場渡し価格、価格変動の要因

(7) 木材製品卸売価格調査

木材製品の販売価格、価格変動の要因

6 調査組織

調査は、農林水産省大臣官房統計情報部及び地方統計情報組織を通じて実施した。

7 調査期日

(1) 製材統計調査基礎調査、木材チップ工場調査及び合単板材調査

平成14年12月31日現在で調査した。

(2) 製材統計調査標本工場調査及び合単板工場調査

毎月末日現在で調査した。

(3) 素材・木材チップ価格調査及び木材製品卸売価格調査

毎月15日現在の価格を調査した。

8 調査客体の選定

(1) 製材統計調査基礎調査

製材工場を製材用動力の出力数により、全数調査階層（製材用動力の出力が37.5kw以上の工場）と標本調査階層（製材用動力の出力が7.5kw以上37.5kw未満の工場）に区分した。標本調査階層は抽出率3分の1の系統抽出により調査客体を抽出した。

(2) 製材統計調査標本工場調査

製材工場を年間素材消費量により全数調査階層（調査客体数の3割の工場を年間素材消費量の大きい方から選定）と標本調査階層（全数調査階層に属する工場を除いた残りの工場）に区分した。な

お、標本調査階層の中を、過去の調査結果により、更に階層区分することが妥当と認められる場合には、2～3の階層に区分する。標本調査階層は系統抽出により調査客体を抽出した。

また、調査年の途中で新たに操業した工場については、別途調査した。

(3) 木材チップ工場調査

木材チップ専門工場及び合単板工場との兼営工場については、全数調査とし、製材工場との兼営工場については製材統計調査基礎調査の調査客体とした。

(4) 合単板材調査

全ての合単板工場を調査客体とした。

(5) 合単板工場調査、素材・木材チップ価格調査及び木材製品卸売価格調査

有意選定により代表性の高い調査客体を選定した。

(6) 素材・木材チップ価格調査

ア 品目別に素材消費量または木材チップ生産量の多い都道府県のうち、それぞれ全国値のおおむね8割をカバーする都道府県を選定する。

イ 選定された都道府県について、素材消費量または木材チップ生産量の多い市町村の中から、当該都道府県を代表するとみられる数市町村を有意に選定する。

ウ 選定された市町村の中から、有意選定により代表性の高い調査客体を選定した。

(7) 木材製品卸売価格調査

ア 調査品目別に販売量が多く、かつ木材流通上主要な都道府県を選定する。

イ 選定された都道府県について、木材製品の販売量の多い順に数市町村を選定する。

ウ 選定された市町村の中から、有意選定により代表性の高い調査客体を選定した。

調査種類別調査客体数

単位：工場

	製材統計調査 基礎調査	製材統計調査 標本工場調査	木材チップ 工場調査	合単板材調査	合単板 工場調査	素材・木材チップ 価格調査	木材製品卸売 価格調査
調査客体数	8 221	1 427	2 209	306	154	380	79 ¹⁾

注:1) 木材市売市場、木材センター、木材販売業者のうち卸売業者

9 調査方法

(1) 製材統計調査基礎調査

統計調査員による面接聞き取りにより実施した。

(2) 製材統計調査標本工場調査、合単板工場調査、素材・木材チップ価格調査及び木材製品卸売価格調査

郵送調査により実施した。

(3) 木材チップ工場調査及び合単板材調査

統計調査員による面接聞き取り及び協力の得られる客体については、調査票を配布して行う自計申告調査により実施した。

10 取りまとめ方法

(1) 製材統計調査基礎調査

集計は、都道府県及び森林計画区ごとに行った。集計方法は次のとおりである。

また、全国結果は都道府県推定値を積み上げて作成した。

$$X = \frac{\sum_{i=1}^n x_i}{n} \quad Y + S$$

$$\sum_{i=1}^n y_i$$

- X : ある項目の総計値の推定値
 Y : 標本調査階層の前年の素材の総消費量
 (前年の素材消費量については、前年の調査結果による。また、前年の標本調査階層のうち、調査の対象とならなかった工場については、毎年標本抽出のために工場一覧表を作成する際に情報収集により把握)
 n : 標本調査階層の標本工場数
 x_i : 標本調査階層の i 番目標本工場の当該項目の値
 y_i : 標本調査階層の i 番目標本工場の前年の素材消費量
 S : 全数調査階層の当該項目の合計値

(2) 製材統計調査標本工場調査

都道府県ごとの結果は次の方法により集計した。
また、全国結果は都道府県推定値を積み上げて作成した。

$$X = \sum_{i=1}^m X_i + S + P$$

なお、 X_i は次の方法により推定する。

$$X_i = \frac{\sum_{j=1}^{n_i} x_{ij}}{\sum_{j=1}^{n_i} y_{ij}} Y_i$$

- X : ある項目の総計値の推定値
 X_i : ある項目の標本調査階層内の i 階層の総計値の推定値
 m : 既存工場階層の標本調査階層内の階層の数
 n_i : 既存工場階層の標本調査階層内の i 階層の標本工場数
 x_{ij} : 既存工場階層の標本調査階層内の i 階層 j 番目標本工場の当該項目の値
 y_{ij} : 既存工場階層の標本調査階層内の i 階層 j 番目標本工場の前年の素材消費量
 (前年の素材消費量については、製材統計調査基礎調査結果または、情報収集により把握した工場一覧表による)
 Y_i : 既存工場階層の標本調査階層の i 階層の前年の総素材消費量
 S : 全数調査階層の当該項目の合計値
 P : 新設工場階層の当該項目の合計値 (推定値)

(3) 木材チップ工場調査

都道府県ごとの結果は次の方法により集計した。
また、全国結果は都道府県推定値を積み上げて作成した。

$$T = T_{A1} + T_{A2} + T_B + T_C$$

$$\text{ただし、} T_{A2} = \frac{N}{n} \sum_{i=1}^n x_i$$

- T : ある項目 (x) の総計の推定値
 T_{A1} : 製材統計調査基礎調査の全数調査階層のチップ工場の x の合計値
 T_{A2} : 製材統計調査基礎調査の標本調査階層のチップ工場の x の総計の推定値
 T_B : 合単板工場を兼営しているチップ工場の x の合計値
 T_C : 木材チップ専門工場の x の合計値
 N : 製材統計調査基礎調査の標本調査階層内の総製材工場数

n : 製材統計調査基礎調査の標本調査階層内の標本製材工場数

x_i : 製材統計調査基礎調査の標本調査階層内の i 番目のチップ工場の x の値

(4) 合単板材調査

集計は、都道府県ごとに調査値を積み上げ算出した。

また、全国結果は都道府県値を積み上げて作成した。

(5) 合単板工場調査

集計は、都道府県ごとに調査票の結果の合計及び関係機関のからの情報収集に基づき全量分を推定した。

また、全国結果は都道府県推定値を積み上げて作成した。

(6) 素材・木材チップ価格調査、木材製品卸売価格調査

集計は、都道府県ごとに、調査票の結果より価格を単純平均して都道府県平均価格を算出した。

また、全国平均価格は、調査都道府県におけるウエイト(平成12年)により加重平均して算出した。

なお、ウエイトの算出方法は次の方法により算出した。

ア 素材・木材チップ価格については、製材統計調査基礎調査、木材チップ工場調査、合単板材調査の樹種別素材入荷量、素材消費量、木材チップ生産量等から作成するが、それにより算出できない内訳品目は、既存調査結果をベースとし、情報収集の結果により構成比を用いて算出した。

イ 木材製品卸売価格については、製材統計調査基礎調査、木材チップ工場調査、合単板材調査の出荷先別出荷量、合板製造量等から作成するが、それにより算出できない内訳品目は、既存調査結果をベースとし、精通者から情報収集の結果により構成比を用いて算出した。

11 用語の説明

(1) 素 材 関 係 材 素 材	用材（薪炭材及びしいたけ原木を除く。）に供される丸太及びそま角をいい、輸入木材にあっては、大中角、盤及びその他の半製品を含めた。
南 洋 材	ベトナム、マレーシア、インドネシア、フィリピン、パプアニューギニア等の南方地域から輸入される木材の総称で、きり、リグナムバイタ及びチークの3樹種を除いたすべての樹種をいう。
うち、ラワン材	フタバガキ科に属する樹木で、一般にラワン類と称されるものの総称である。
米 材	アメリカ及びカナダの地域から輸入される材で、樹種は問わない。主要樹種は、米つが、米まつ、スプルース、米すぎ、米ひのき等である。
北 洋 材	ロシアから輸入される材で、主要樹種は、北洋からまつ、北洋えぞまつ、北洋とどまつ等である。
ニュージーランド材	ニュージーランドから輸入される材で、主要樹種は、ニュージーランドまつ（ラジアタパイン）である。
そ の 他 の 材	南洋材、米材、北洋材、ニュージーランド材以外の輸入材である。
(2) 製 材 関 係 材 製 材	製材機を用いて、素材から板類、ひき割類又はひき角類（以下「製材品」という。）を生産することをいう。
製 材 用 動 力	製材用機械を動かす原動力（モーター等）のことで、製材機用のみでなくそれに附属する設備、例えば目立て機、まき上げ機、ベルトコンベアー等の動力も含めた。
従 業 者 数	製材工場に勤務する作業員及び職員で、常雇・臨時雇用者の別は問わない。また、会社役員であっても、一定の事務又は作業に従事し、一般職員と同じ給与規則によって給与を受ける者も含めた。なお、木材チップ工場等との兼営工場の従業員で両方に従事している場合は、その従事する業務の主たる工場に属する者とし、統計上の重複を避けることとした。
製材用素材入荷量	製材するために工場土場（工場に隣接している駅土場や貯木場を含む。）に入荷した素材の量をいう。
半 製 品	大中角、盤及びその他の製材品で、一般に再製材しないと利用できないものをいう。
素 材 消 費 量	製材機にかけた素材の量をいう。
製 材 品 生 産 量	手持ち製材用素材からできた製材品に、賃びき材による製材品を加えたものをいう。
製 材 品 出 荷 量	手持ち材による製材品及び賃びき材による製材品で販売したもの及び自家業務用に消費したものをいう。

建築用材	土台、柱、桁、板等建築用に仕向けられる材をいう。
板類	厚さが7.5cm未満で、幅が厚さの4倍以上のものをいう。また、板類には、床板用原板（えん甲板用原板、広葉樹フローリング用原板）を含む。
ひき割類	厚さが7.5cm未満で、幅が厚さの4倍未満のものをいう。
ひき角類	厚さ及び幅が7.5cm以上のものをいう。
土木建設用材	コンクリートパネル、土止め板、橋りょう用材等の土木用仮設材をいう。ただし、鉄道まくら木は除いた。
木箱仕組板 こん包用材	りんご箱、みかん箱、魚箱等多くの場合セットになっている仕組板、機械こん包用材、電線巻き取り用材等をいう。
家具建具用材	たんす、テーブル、キャビネット等の家具用及び窓枠、障子、ふすま等の建具用に仕向けられる材をいう。
その他用材	上記に分類されない用途に用いるもので、造船車両用材、まくら木、機械部分用材、運動用具、腕木、たる・おけ用材、木型用材等である。
人工乾燥材	乾燥施設によって人工的に温度・湿度を調節し乾燥処理をしたもので、含水率25%以下のものをいう。
(3) 合単板関係板	ロータリーレース、スライサー又はベニヤソーを使用して製造された木材の薄板で、合板に用いるものをいう。
合板	原則として単板を3枚以上繊維方向を直角に接着剤で張り合わせたものをいう。
普通合板	合板の表面にオーバーレイ、プリント、塗装等の加工を施さない合板をいう。
ベニヤコア合板	心板に単板を使用して製造した合板をいう。
1 類	長期間の外気及び湿潤露出に耐え、完全耐水性を有するように接着しているものをいい、特類合板（野外又は常時湿潤状態に耐える超完全耐水性を有するもの。）を含めた。
2 類	通常の外気及び湿潤露出に耐え、普通の耐水性を有するように接着している合板をいう。
3 類	非耐水性の合板をいう。
特殊コア合板	心板に単板以外の材料を使用して製造した合板をいう。
針葉樹合板	針葉樹材で製造された合板をいい、本調査では「全針葉樹合板」のみを調査対象とした。
特殊合板	普通合板の表面にオーバーレイ、プリント、塗装等の加工を施した合板をいう。
オーバーレイ合板	ポリエステル化粧合板、塩化ビニル化粧合板及びジアリルフタレート化粧合板をいい、その他のオーバーレイ合板は、その他の合板に含めた。

ポリエステル化粧合板	表面に紙又はこれに類する繊維質材料を主基材とし、ポリエステル樹脂を主材とした熱硬化性樹脂を結合剤又は化粧剤としてオーバーレイ加工した合板をいう。
塩化ビニル化粧合板	表面に塩化ビニル樹脂シート又は塩化ビニル樹脂フィルムをオーバーレイ加工した合板をいう。
ジアリルフタレート化粧合板	表面に紙又はこれに類する繊維質材料を主基材とし、プロピレン樹脂の塩素化によって得られるアリルクロライドとフタル酸を主原料としたジアリルフタレート樹脂をオーバーレイ加工した合板をいう。
プリント合板	表面に印刷加工を施した合板をいう。この場合、ダイレクト、ラミネートの両方を含めた。なお、印天合板は、ここに含めず、その他の合板に含めた。
塗装合板	表面に木材用塗料（主としてニトロセルローズラッカー、アミノアルキッド樹脂塗料、ポリエステル樹脂塗料等）を塗装した合板をいい、透明塗装合板、不透明塗装合板の種類がある。
天然木化粧合板	表面に木材質特有の美観を目的として薄単板を張り合わせた合板をいう。なお、張天合板は、ここに含めず、その他の合板に含めた。
その他の合板	上記以外の特殊合板でメラミン化粧合板、変性メラミン化粧合板、その他のオーバーレイ合板、印天合板、張天合板及び床用合板をいう。
木質複合床板	合板を基材とし、木質系材料を重ねて接着し、さねはぎ加工その他所要の加工を施した床板をいう。
用途別の合板 コンクリート型わく用合板	普通合板及び特殊合板を問わず、コンクリート型わく用に使用する合板をいう。
構造用合板	ツーバイフォー住宅などの建築物の耐力構造上必要な部位に使用される合板で、単板の厚さの規定により強度保証をしている。
単板製造用 素材入荷量	単板を製造するために工場土場に入荷した素材の量で、転売したものを除き、賃びきを依頼された素材を含めた。
普通合板 購入量	特殊合板を製造するために他工場から購入した量のほか、自社他工場からの受入量も含めた。
製造量	自工場で製造したものをいい、自社他工場から受け入れたものは除いた。また、購入した単板で製造したものを含めた。
特殊合板製造 仕向量	特殊合板を製造することを目的として、振り向けた普通合板をいう。この場合、自工場への仕向量のみを計上し、自社他工場分等は除いた。
(4) 木材チップ関係 木材チップ	チッパーを用いて製造したパルプ、紙、繊維板又は削片板の原料となる木材の小削片をいう。
木材チップ生産量	木材チップの生産量で、実容量（ m^3 ）である。
工場残材	製材工場、合単板工場及びその他木材加工工場で製品を製造した後にできる端材をいう。

林地残材	立木伐採後の林地における玉切り、造材により生じた根株、枝条等をいう。
解体材・廃材	家屋等を解体した際の古材並びに電柱材、足場丸太、くい丸太及びまくら木などすでに利用に供された木材をいう。
(5) 木材価格関係 素材価格	製材用素材については製材工場、合単板用素材については合単板工場における工場着価格。パルプ用素材については素材購入地における発駅ホーム(発港)渡し価格である。
木材製品の卸売価格	木材市売市場、木材センター及び卸売業者における小売業者への店頭渡し価格である。
木材チップ価格	木材チップ工場におけるパルプ向け木材チップの工場渡し価格である。
工場着価格	素材を購入する工場の土場又は貯木場までの輸送費や積下ろし等の諸経費を含んだ価格をいう。
発駅ホーム(発港)渡し価格	発駅ホーム(発港)までの輸送費や積下ろし等の諸経費を含んだ価格をいい、貨車又は船への積込費は含まない。
店頭(工場)渡し価格	買方が売方(事業所、販売店及び工場)まで製品を引き取りにくることを条件に販売する価格をいい、配達のための輸送費や積み降しなどの諸経費を含んだ持込み価格の場合は、それらの諸経費を除いた価格をいう。
等級 1級・2級	JASの1級・2級及びそれに準ずるものをいう。
込み	JAS等により定められている等級にかかわらずすべてを包含したものをいう。
	3 米材丸太の等級である。米材の丸太は、径級と外観(節、曲り、腐れ等)によって等級が格付けされ、一般的には 1、2、3 に区別されるが、3 は最小径が30cm以上で製材品のコモン級(一般用途材)又はそれ以上の製材をひくのに適当な材をいう。
製材適材	ラワン丸太のうち製材用として輸入されたもの及び合単板用として輸入されたもののうち製材用に仕向けられるものをいう。
合板適材	ラワン丸太のうち合板用として仕向けられるものをいう。
乾燥材	乾燥処理をした木材(製材品)で、含水率25%以下のものをいう。
針葉樹合板	針葉樹材で製造された合板をいい、本調査では「全針葉樹合板」のみを調査対象とした。

12 統計の表章

本書に掲載した統計表は、全国、都道府県別、地域別、月別及び森林計画区別統計からなっている。

製材統計調査基礎調査結果は、都道府県別統計のほか、森林法第7条第1項の規定に基づいて定められている森林計画区別に表章を行った。

また、合単板材調査結果については、全国及び地域別（地方農政局等管内）統計の表章を行っており、地域別統計区分とその範囲は、下表のとおりである。

地域名	所属する都道府県名
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北陸	新潟、富山、石川、福井
関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡
東海	岐阜、愛知、三重
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国四国	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

注：沖縄は秘密保護の関係上、九州に含めた。

13 利用上の注意

- (1) 木材需給動向・素材生産量の把握については、山元段階の調査が困難なことから、素材消費工場段階への入荷量をもって素材供給量（＝素材需要量）とみなし、そのうち国産材供給量を素材生産量としている。素材生産量については、県間交流表により都道府県別・樹種別に算出し、外材供給量は、産地材別に調査している。
- (2) 各統計表の事業所数は、表頭事項の該当事業所の実数であり、12月31日現在の工場数には3か月未満休業中のものを含む。また、12月操業とあるものは、12月31日現在の工場数から12月中休業工場を除いた工場数である。
- (3) 木材価格のうち、月別の全国価格は、調査対象都道府県における平成12年の品目別・規格別の推定消費量（パルプ用素材及び木材チップは生産量）による加重平均値である。なお、全国の年価格は月別の全国価格の12か月平均値である。
- (4) 森林計画区別統計は、製材統計調査基礎調査結果についてのみ作成したものであり、工場が所在する森林計画区によって集計した。
- (5) 数値は、単位未満を四捨五入しているため、内訳を積み上げて計と一致しない場合がある。
- (6) 表中に使用した符号は、次のとおりである。
 - 「 - 」：事実のないもの
 - 「 ... 」：事実不詳又は調査を欠くもの
 - 「 0 」：単位に満たないもの
 - 「 」：負数又は減少したもの
 - 「 x 」：秘密保護上統計数値を公表しないもの

(7) 連絡先

農林水産省 大臣官房 統計部
生産流通消費統計課 畜産・木材統計班
電話 03(3502)8111
内線 2844～5
03(3502)8094(直通)